

小規模受水槽水道における検査機関の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号。以下「条例」という。）第16条第1項に規定する市長の指定する者（以下「検査機関」という。）の検査について必要な事項を定め、適正な検査の実施を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 検査機関の指定を受けようとする者は、指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し、法人である場合は、その定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録書の写し
- (3) 検査手数料の積算根拠を記載した書面

(指定の基準)

第4条 検査機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 削除
- (2) 検査を担当する者（以下「検査員」という。）は、簡易専用水道の検査に係る国土交通大臣及び環境大臣の認定した講習を修了した者、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条

の建築物環境衛生管理技術者又は法第19条の水道技術管理者と同等又はそれ以上の知識経験を有する者であること。

(3) 指定に係る業務を適切に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

(4) 検査手数料が適正と認められる額であること。

(5) 削除

(6) 法第34条の2第2項の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者であつて、当該登録に係る検査実施地域が検査実施予定地域と同一地域であること。

(指定の方法)

第5条 市長は指定申請書を受理した場合において、前条の指定の基準に適合すると認めたときは、当該申請をした者に指定書（第2号様式）を交付し、告示をするものとする。

2 市長は指定申請書を受理した場合において、前条の指定の基準に適合しないと認めたときは、当該申請をした者に不適合通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(指定の取り消し)

第6条 市長は、検査機関が指定の基準に適合しなくなったとき又は指定に係る業務が適正に実施されていないと認めるときは、検査機関の指定を取り消すことができる。

(名称等の変更)

第7条 検査機関が、氏名もしくは名称、住所又は検査の実施に係る事業所の所在地を変更した場合は、変更後30日以内に名称等変更届（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(検査手数料の変更)

第8条 検査機関が検査手数料を変更しようとするときは、あらかじめ検査手

数料変更申請書（第5号様式）に変更の理由及び変更案の根拠を記載した書面を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、変更される検査手数料が適正な額と認めるときは、承認書（第6号様式）を交付するものとする。

（検査実施地域の変更等）

第9条 検査機関が指定に係る検査実施地域を変更しようとするときは、検査実施地域変更申請書（第7号様式）に変更の理由及び変更案の根拠を記載した書面を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、変更される検査実施地域が第4条の基準に適合すると認めるときは、承認書（第6号様式）を交付するものとする。

（指定地域以外での検査）

第10条 検査機関は、指定に係る検査実施地域以外の地域では、検査を行ってはならない。ただし、市長の要請があった場合、臨時にこれを行うことは差支えないものとする。

（検査機関の廃止）

第11条 指定を受けた検査機関が指定に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ廃止届（第8号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（検査方法等）

第12条 検査機関は、検査を実施するときは、小規模受水槽水道検査表（第9号様式）により実施するものとする。

2 検査機関は、検査に際しては清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行わなければならない。

3 検査員は、検査に際しては身分証明書（第10号様式）を携帯し、かつ、

関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

- 4 検査機関は、第1項の規定による検査を終了したときは、速やかに小規模受水槽水道の設置者に対して、小規模受水槽水道検査表及び小規模受水槽水道検査済証（第11号様式）を交付するものとする。
- 5 検査機関は、第1項の規定による検査を行った結果、水の供給について特に衛生上問題があると認めるときは、直ちに小規模受水槽水道検査結果報告書（第12号様式）に小規模受水槽水道検査表を添えて当該小規模受水槽水道の所在地を所管する保健所支所長（以下「保健所支所長」という。）に提出しなければならない。
- 6 検査機関は、毎月15日までに前月分の検査の実施状況を記載した小規模受水槽水道検査状況報告書（第13号様式）を保健所支所長に提出しなければならない。

（報告）

第13条 検査機関は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 検査機関は、市長から事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- 3 検査機関は、水道法第34条の4において読み替えて準用する法第20条の5第1項の登録の更新を受けたときは、国土交通大臣及び環境大臣の登録書の写しを添えて30日以内に市長に報告しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

（添付書類の省略）

第15条 この要綱に基づく申請において添付を求める登記事項証明書について、行政機関間の連携システムを利用する方法により確認することができる

場合は、添付を省略させることができる。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

ただし、第3号様式の改正は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについて

は、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所 在 地

名 称

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第1項の規定により小規模受水槽水道の管理についての検査を行う者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

検査実施予定地域	
検査の実施に係る事業所の所在地	
検査手数料	

添付書類

- 1 申請者が個人の場合は、その住民票の写し、法人である場合は、その定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
 - 2 水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録書の写し
 - 3 検査手数料の積算根拠を記載した書面
- ※ 登記事項証明書について、当該書面により確認すべき事項を行政機関間の連携システムにより確認できる場合には、添付を省略できますことがあります。

指 定 書

川崎市指令 第 号

所 在 地
名 称
氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました上記の者を、
において川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における
安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 16 条第 1 項の規定により小規模
受水槽水道の管理についての検査を行う者として指定します。

年 月 日

川崎市長 印

不 適 合 通 知 書

川崎市指令 第 号

所 在 地
名 称
氏 名 様

年 月 日付で申請のありました川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第1項の規定により小規模受水槽水道の管理についての検査を行う者の指定申請は、次の理由により不適合としましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 検査実施予定地域
- 2 検査の実施に係る
事業所の所在地
- 3 不適合の理由

第4号様式

名称等変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名称

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更しましたので、小規模受水槽水道における検査機関の指定等に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

変更事項	
変更内容 (新)	
変更内容 (旧)	
変更年月日	年 月 日

第5号様式

検査手数料変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名称

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり検査手数料を変更したいので、小規模受水槽水道における検査機関の指定等に関する要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

検査手数料 (変更案)	
検査手数料 (現 行)	

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書面
- 2 変更案の根拠を記載した書面

承 認 書

川崎市指令 第 号

所 在 地
名 称
氏 名 様

年 月 日付けで申請のありましたことについて小規模受水
槽水道における検査機関の指定等に関する要綱第 4 条の基準に適合している
と認めたので、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長 印

変更項目	
承認内容	
変更年月日	

検 査 実 施 地 域 変 更 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所 在 地

名 称

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次のとおり検査実施地域を変更したいので、小規模受水槽水道における検査機関の指定等に関する要綱第9条の規定により次のとおり申請します。

検査実施地域 (変更案)	
検査実施地域 (現 行)	

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書面
- 2 変更案の根拠を記載した書面

第 8 号様式

廃 止 届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所 在 地

名 称

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 16 条第 1 項の規定による小規模受水槽水道の管理についての検査に係る業務を、 年 月 日から廃止したいので、小規模受水槽水道における検査機関の指定等に関する要綱第 11 条の規定により申請します。

なお、廃止の理由は別紙のとおりです。

(表)

第9号様式

小規模受水槽水道検査表

検査実施年月日

検査機関名

年 月 日

検査員名

建築物の名称						
設置場所						
設置者(管理者)						
建築物の用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館・興行場・その他()					
受水槽	形状	告示型・非告示型	材質	FRP・RC・鋼板・その他()	有効容量	m ³

検査事項		判定基準等	番号	受水槽 適否	番号	高置水 槽適否
施 設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	清潔であり、ごみ、汚物、たまり水等がなく、点検等に支障のない空間が確保されていること。	1		9	
	水槽本体の状態	亀裂、漏水箇所がなく、雨水等が入り込むすき間がないこと。また、水位電極部等の接合部は固定され防水密閉されており、内部の点検等に支障のない形状であること。	2		10	
	水槽上部の状態	水槽のふた、上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれておらず、水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	3		11	
	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物などが異常に存在せず、掃除が年一回定期的に行われていることが明らかであり、当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。また、水中及び水面に異常な浮遊物質が認められず、光が透過する状態でなく、流入口と流出口が近接していないこと。	4		12	
	マンホールの状態	ふたが防水密閉型で衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できず、マンホール面は槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	5		13	
	オーバーフロー管の状態	管端部から衛生上有害なものが入らない状態にあり、虫等の侵入を防ぐのに十分な大きさの防虫網が確認でき、管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、間隔は逆流防止に十分な距離であること。	6		14	
	通気管の状態	管端部から衛生上有害なものが入らない状態にあり、虫等の侵入を防ぐのに十分な大きさの防虫網が確認でき、通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	7		15	
	水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、間隔は逆流防止に十分な距離であること。	8		16	

(裏)

検査事項		判定基準等	番号	適否
その他 水質 検査	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されておらず、水を汚染するおそれのある設備を貫通していないこと。	17	
	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	18	
	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	19	
	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	20	
	色度	給水栓において5度以下であること。	21	
	濁度	給水栓において2度以下であること。	22	
	残留塩素	給水栓における水に遊離残留塩素（0.1mg/l以上）が検出されること。	23	mg/l
書類検査	書類の整備保存の状況	水槽の掃除の記録、その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。	24	

1 総合判定

- (1) 良好
- (2) 改善が望ましい。

(3) 速やかに改善して下さい。

2 改善事項等に対する助言

第 1 0 号様式

(表)

第 号
身 分 証 明 書
年 月 日交付
所属検査機関
氏 名
この証明書を携帯する者は川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定により小規模受水槽水道の管理についての検査をする当検査機関の職員であることを証明する。
所属検査機関の長 印

(裏)

写 真 ちょう付
機 検 関 印 査

第 1 1 号様式

小規模受水槽水道検査済証

第 号
年 月 日

建 築 物 の 名 称

所 在 地

設置者（管理者）氏名

上記建築物に設置された小規模受水槽水道は、川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 1 6 条第 1 項の検査を受けたことを証明します。

検査年月日 年 月 日

検査機関名 印

小規模受水槽水道検査結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

検査機関名

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次の建築物の小規模受水槽水道は水の供給について特に衛生上問題があると認められたので、小規模受水槽水道における検査機関の指定等に関する要綱第 1 2 条第 5 項の規定により報告します。

建築物の名称	(通称)
所在地	
設置者 (管理者) の住所・氏名	
検査年月日	年 月 日
検査の結果	
備考	

